

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第三十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年七月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年七月二十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合

誠

<p>路 線 名</p>	<p>一般国道二百五十四号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>富士見市大字下南畑字乗越二四六八 番二地先から同市大字下南畑字乗越 二五〇一番九地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和五年七月二十九日 午後三時</p>
<p>備 考</p>	<p>令和五年七月二十五日付け埼 玉県川越県土整備事務所長告 示第三十四号で告示した道路 予定区域の供用開始である。 延長二五四・二三メートル</p>